

社会福祉 しずおか

特集 地域共生社会の実現 ～個別支援から地域づくりへ～

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介しします(平成29年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

「幸せの花を咲かせよう」

幸せ、優しさをハートの花に例えて描きました。
みんなで幸せの花を咲かせて、優しさあふれる町になってほしいです。



★しずおか健康長寿財団理事長賞

常葉大学教育学部付属橘小学校(6年)

林貴美

※学校名、学年は平成29年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

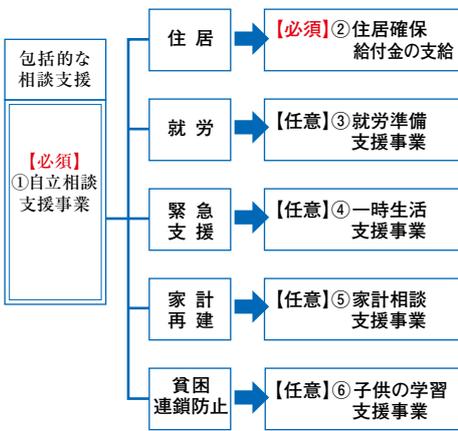
地域共生社会の実現 ～個別支援から地域づくりへ～

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されてから3年が経過します。生活困窮者自立支援法は、生活保護制度に至る前の「第2のセーフティネット」としての役割を持ち、制度施行以降、全国で着実に定着し始めています。

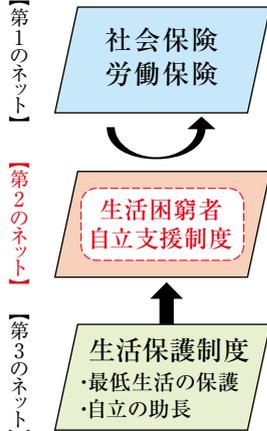
一方、地域や自治体の取組にはまだ差があり、より多くの生活困窮者を支援対象とし、地域参加や就労につなげるためには、生活保護制度をはじめ、地域における様々な分野や関係者とのさらなる連携が求められています。

現在、国ではこうした状況を踏まえ改正法案が検討されています。本特集では、現在示されている法改正の方向性と県内の特徴ある取組を紹介します。

【生活困窮者自立支援制度の体系】



【制度の概要】



生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律で平成27年4月に施行されました。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などが必須事業として行われています。

制度概要

平成30年 改正案のポイント

現在国では、社会保障審議会部会での検討を踏まえ、制度改正の見直しが進められています。

見直しでは、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、生活困窮者、生活保護受給者等の誰もが役割を持てる「地域共生社会の実現」という視点に立ち、制度を設計する必要があります。

※以下、「生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(ポイント)」より抜粋

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

- (1) 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にする為の関係機関の情報共有の仕組みを設ける
- (2) 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化等

2. 「早朝」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

(1) 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃し、資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直し等

3. 居住支援の強化

- (1) 社会的に孤立している生活困窮者に対し、地域住民とのつながりを作り、相互に支え合うことにも寄与する取組の位置づけ
- (2) 無料定額宿泊事業について、法令上の規制を強化等

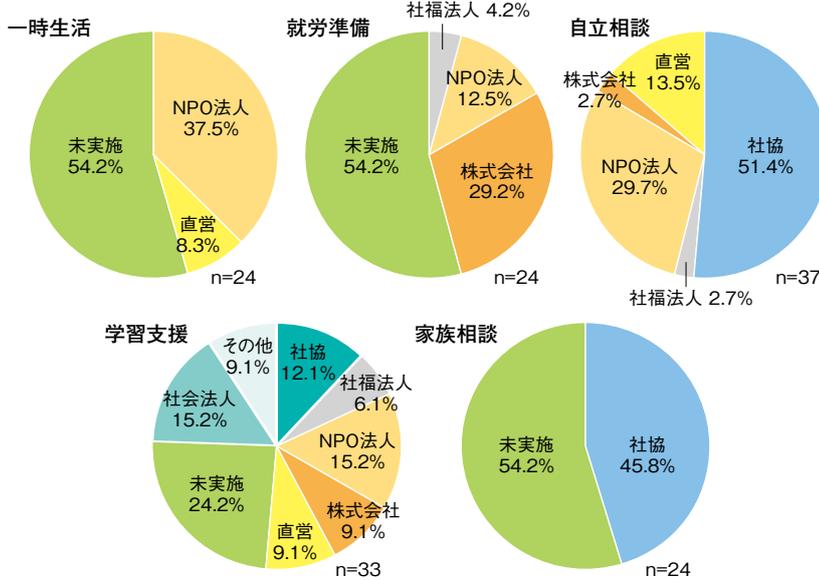
4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- (1) 子どもの学習支援事業について、学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化
- (2) 生活保護世帯の子どもの大学等進学を支援するための見直し等

県内の実施状況

本制度の実施主体は、行政(福祉事務所設置単位)ですが、事業を効果的に実施するため、その多くが社会福祉

(表1)



※1県(郡部)、23市の実施状況です。
 ※自立相談支援事業及び学習支援事業については、1自治体が複数の団体に委託している場合があるので、委託数で算出しています。

(表2)

	新規相談件数(件)		プラン作成件数(件)		就労者数(人)	
	全国平均	静岡	全国平均	静岡	全国平均	静岡
H27年度	4,817	6,313	1,182	861	457	718
H28年度	4,732	6,221	1,423	1,211	544	872
H29年度	3,312	4,286	1,016	727	365	510
合計	12,861	16,820	3,621	2,799	1,366	2,100

※厚生労働省HPに掲載されている実績(H27年4月~H29年11月末時点)を基に算出しています。

協議会を始めとする団体に委託されています。
 必須事業である自立相談支援事業においては、全市町で実施されており、行政直営以外に社会福祉協議会を始めとした団体に委託している市町もありません。
 任意事業の実施状況は、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業がともに11市、学習支援事業が1県15市町で実施されています。(表1)

自立相談支援事業の実施をみると、新規相談件数が16,820件、支援プラン件数が2,799件、支援による就労者数が2,100人の支援を実施しています。(表2)
 新規相談受付件数の減少と就労者数の増加は、経済状況の改善や、雇用の増加(求人倍率の増加)が要因となり、また、プラン作成件数が増加しているのは、直ぐに就労することが困難なケースが増加していることが要因と言えます。

◆事業概要
 この事業は、就職活動するための資金が確保できず、就労に繋がらないケースに対して、就職活動に必要な資金及び子どもの養育に必要な資金等を給付し、就労支援の実効性を高めることを目的としています。(制度上、就職活動するための資金給付がない)
 財源は、県共同募金会の「使途選択募金」を通じて県民の皆様から頂いた募金や社会福祉法人経営者協

本会では、平成28年6月に「ふじのくに生活困窮者自立支援基金事業」(以下、基金事業)を創設しました。

**制度では対応できない
ニーズに答える**

現に、相談を受け付けている自立相談支援機関では、「障がい(疑い含む)、高齢により就労先が限定されてしまうケース」「ひきこもり状態により、直ちに社会参画が困難なケース」などの相談が多くみられます。
 こうしたケースは、経済的な困窮状態という課題だけでなく、複合化・複雑化した課題を抱えており、地域や社会から孤立しているといえます。

◆事業内容
 ①就労支度金給付事業
 生活困窮者自立支援事業の相談者で、就職準備のための資金が不足している者を対象に、就職活動に係る支度金を支給して、就職活動及び新生活のスタートを支援します。
 ②ひとり親世帯支援事業
 ひとり親世帯の相談者で、子どもに係る生活費用等(一時保育等)に係る費用、学用品購入のための費用などを支援します。

議会の会員法人からの負担金等により運営しています。



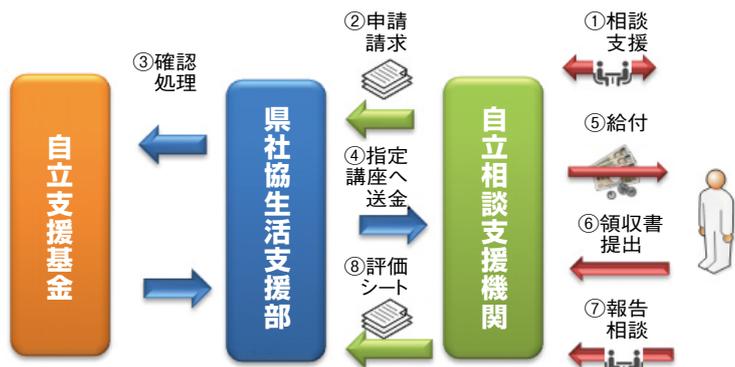
③ 就労活動応援金付職場体験事業
(中間的就労支援事業)

就職を希望し、現に生活に困窮している方に対し、就労体験の機会を提供するとともに、就労活動応援金を給付して経済的な支援をします。

④ 認定就労訓練支援事業

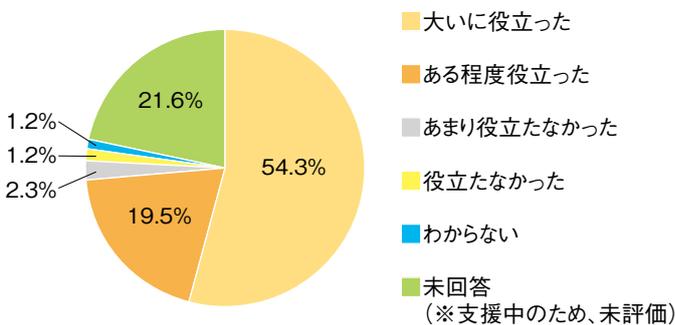
認定就労訓練事業所において、一般就労を目指して就労訓練している(する)者を対象に、訓練に必要な経費を支給することにより、継続的な訓練ができるよう支援します。

▼ 事業の流れ



▼ 事業の実績

自立支援機関からの評価



基金事業を通じて
就労に繋がった事例

【世帯構成】(※プライバシー保護の為、内容を一部変更して記載しています)

- ・ C市在住
- ・ 40代女性、無職(相談者)
- ・ 70代の父親と生活(二人世帯)

【相談者の状況】

- ・ 父親の年金に依存し、生活能力も低く金銭管理ができない。
- ・ 軽度知的障害が疑われるが本人は障害を受容出来ていない。

- ・ ハローワークから職業紹介を受けるもすべて不採用の結果。

【支援内容】

- ・ 就労相談、家計相談の実施
- ・ B型就労継続支援事業所での就労体験(基金事業を利用)
- ・ 就労支援員による支援分析

● 就労体験後

表情がおどろくほど明るくなり、「通うことで自分が良くなっているのが分かる」、「話す人がいる」など人が変わったように発話も多くなった。

事業所の指導員さんとの打合せでは、「基本的な生活能力が欠落している面がある」、「いま支援が切れてしまうと元の生活に戻ってしまう」との意見をいただく。

● その後

B型就労支援事業所を正式に利用できるよう、障害の診断を受けることを承諾。

今まで父親が家のなかに引きこもっていたが、地域の行事等に出かけるようになった。

障害認定が取れば、障害者枠での就職活動も視野に入れていく。

● 成果

基金事業を利用した就労体験により、本人の自尊心の向上や生活環境を改善することができた。また、本

人だけでなく、家族にも変化をもたらすことに繋がった。

これからの生活困窮者
自立支援制度

生活困窮者自立支援制度では、個人に対して支援を実施しますが、支援の過程で地域が協働し、個人を支援していくことで、世帯支援へつながり、更には地域支援につながっていくことが期待されています。(個別支援から地域支援地域づくりへ)

また、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」がまとめた報告書にもあるように、包括的な支援を行うためには、本制度の支援だけでなく、多様な機関・関係者との連携や、他制度の活用等により、本人の意欲や想いに寄り添った支援をしていくことが必要であるとともに、相談者を「断らず」、広く受け止める姿勢が求められています。

障害者週間の集いを開催しました

静岡県社会福祉協議会では、障害者の働く現場を知っていただき、障害者福祉への一層の理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加を促進することを目的に障害者週間の集いを、平成29年12月8日に開催しました。

第一部、神谷基金障がい者自立支援活動奨励賞表彰式では、県内10事業所が受賞し、最優秀賞にたちばな授産所(浜松市浜北区)が選ばれました。

第二部では、記念講演が行われ障害者の就労について学ぶ機会となりました。



受賞事業所

賞	事業所名	法人名
最優秀賞	たちばな授産所(共同受注代表施設)	社会福祉法人たちばな会
優秀賞	就労継続支援A型事業所ユースエイド	一般社団法人ユースエイド
優秀賞	スウ	NPO法人地域生活・就労サポートセンターすう
優秀賞	けるん就労移行支援事業所	NPO法人けるん
優秀賞	こむぎ・りなむ・さがら作業所	NPO法人こころ
優秀賞	きほくのもり★ペンタス	NPO法人冀北の杜
奨励賞	就労継続支援B型事業所さわじ作業所	三島市社会福祉協議会
奨励賞	多機能事業所 ループ(ライム)	社会福祉法人みどりの樹
奨励賞	引佐草の根作業所	社会福祉法人引佐すみれの会
奨励賞	みなみ	社会福祉法人遠江学園



神谷基金障がい者自立支援活動奨励賞を代表したたちばな授産所 施設長 山下 敏明氏が受領されました。



「恋する豚研究所の取組について」株式会社恋する豚研究所 代表取締役・社会福祉法人福祉楽団 理事長 飯田 大輔氏から記念講演をいただきました。

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成30年5月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください! →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
2	福祉職員 キャリアパス対応 生涯研修課程 中堅職員コース(中部1)	5/28 6/11~12 (3日間)	シズウエル	中堅職員 (入職後概ね3~5年 程度の職員)	・中堅職員としての役割を遂行するための基本の習得 ・中堅職員が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円
3	福祉職員 キャリアパス対応 生涯研修課程 チームリーダーコース (西部)	5/9 5/24~25 (3日間)	浜松市福祉 交流センター (西部)	チームリーダー (主任、係長等)	・チームリーダー等の役割を遂行するための基本の習得 ・チームリーダーが自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円
97	接遇・マナー・ コミュニケーション講座 (中部・西部・東部)	中部:5/8 西部:5/11 東部:5/29	・シズウエル ・浜松市福祉 交流センター ・三島商工 会議所	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	接遇の心理学、ビジネスマナー、利用者・家族・スタッフ 同士の連携を取るコミュニケーション、自分自身のこころの ケアについて学ぶ 講師:コミュニケーションハウス 代表 坂倉 裕子 氏	4,000円 (6,000円)
65	高齢者施設の リスクマネジメント講座	5/10	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	高齢者施設・事業所の危機管理・安全管理に必要な 知識・技術の習得 講師:株式会社 安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏	4,000円 (6,000円)
94	コンプライアンス講座	5/15	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	福祉サービス事業従事者が最低限備えておくべき、 コンプライアンスと職業倫理の基礎的知識の習得 講師:ふるい後見事務所 認定社会福祉士 古井 慶治 氏	4,000円 (6,000円)
99	アンガーマネジメントを 学ぶ講座	5/19	静岡県産業 経済会館	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	介護の現場等で怒りの感情を上手にコントロールしながら 相手と接するためのスキルを学ぶ 講師:横浜市立大学 医学部 看護学科 講師 田辺 有理子 氏	4,000円 (6,000円)
42	感染症講座(初級編)	5/23	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	社会福祉施設や介護保険事業所において、主に高齢者や 障害のある方を支援する職員に必要な、感染症の基礎的 知識と予防方法の習得 講師:静岡済生会総合病院 感染対策室 室長 感染管理認定看護師 杉村 きよ美	3,000円 (5,000円)
54	認知症の人のための レクリエーション	5/31	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	認知症の方のためのレクリエーションの知識と技術の習得 講師:(福)興寿会 認知症介護レクリエーション 実践研究センター 所長代理 尾渡 順子 氏	4,000円 (6,000円)
9	研修活用 コーディネーター養成 プログラム	5~2月 (5日間)	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事務所等に勤務 する方	事業所内での初任者育成において、効果的・計画的に研修を 活用、人材育成に取り組むコーディネーター(スーパーバイザー)を 養成する①集合研修5日間+②別途選択した研修受講 講師:静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 鈴木 俊文 氏	28,000円 (18,000円) ※左記②は別途

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを
入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください [静岡県社協 研修](#) 問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

福祉サービス第三者評価を活用しませんか?

第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業者のより一層の「サービスの質の向上」を目指し、利用者の「適切なサービス選択に必要な情報提供」を目的としています。

これまでに本会では、県内の保育所、特別養護老人ホーム等、225か所(平成28年3月末現在)の第三者評価を実施しています。

第三者評価事業の実施を通して、全ての職員が関わることにより職員間で問題意識を共有し、利用者にも満足していただける福祉サービスを追求することができます。また、評価結果を公表することで、これまで以上に利用者、家族等からの信頼を得られることができます。

■受審費用(例)

保育所	30万円
特別養護老人ホーム	40万円
障害者支援施設	30~40万円
訪問・通所介護	30万円

※受審事業所は、「民間社会福祉施設運営基金助成金」を御利用いただけます。

■問い合わせ先

経営支援課

TEL: 054-254-5231

E-Mail: hyouka@shizuoka-wel.jp



ふれあい基金助成団体紹介

平成29年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた43団体の中から、今回は「東日本大震災に係る避難者交流活動」の助成団体の活動を紹介します。

「特定非営利活動法人 地域づくりサポートネット」(静岡市・浜松市)

2001年に地域活性化を支援する中間支援組織として設立、地域の企業・NPO・市民・行政と協働して、静岡県内のサイクリングや街道観光に関する事業、東海道や富士山・浜名湖の景観や環境を守り、活かす活動などに取り組んでいるNPO法人です。

東日本大震災発災後すぐに団体のネットワークを活用して被災地と静岡県内へ避難された方への支援事業を開始し、地域の団体等と協力しながら活動を継続しています。

浜松事務所に相談窓口「ひだまり」を設置し、避難先の生活に関する情報提供、子育てや住まい探し等に関する相談を受け付け、静岡県内で安心して避難生活を送れるようにサポートしています。

また、避難されている方同士の交流を促進するための交流会を開催し、参加者は避難先での生活に関する情報交換や、故郷の思い出話を楽しんでいます。

2017年夏には「ふれあい基金」を活用して、富士山の麓の観光を楽しみ緑豊かな自然の中で身も心もリフレッシュする富士山交流ツアーを開催しました。県内各地から多くの方に参加していただき、楽しく交流することができました。



富士山交流ツアー参加者の集合写真



流しそうめんを楽しみました

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



特許出願中

ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング



株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル・ミナワ にハロー
☎ 0120-370286

fax054-295-9003

YAMAHA
感動を・ともに・創る

私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。

ヤマハ株式会社

読者の皆様のご意見をお待ちしております

①住所②氏名(ふりがな)③電話番号④職業⑤本紙に対するご意見、ご感想をご記入の上、下記までお送りください。(ハガキ、FAX、メールいずれでも結構です) ご意見等は本紙で掲載させていただくことがあります。

■宛先 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県社会福祉協議会 地域福祉課
「社会福祉しずおか」係
FAX:054-251-7508 E-mail:spcsw@shizuoka-wel.jp

ご記入いただきました個人情報、本会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、本紙作成に係る目的にのみ使用し、他の目的で使用することはありません。
本会プライバシーポリシーはホームページ(<http://www.shizuoka-wel.jp/>)に掲載しております。

社会福祉しずおか 広告募集

広告を掲載して、イメージアップ、顧客アップを図りませんか?

- 掲載紙名…機関紙「社会福祉しずおか」
- 発行部数…毎月11,300部発行
本会会員(県内福祉施設、団体、民生員児童委員、企業等)、県内小中高等学校等
- 掲載回数…年1回～毎月(10月を除く)まで
- サイズ…ご希望にあった掲載をお選びいただけます。3タイプのサイズをご用意しております。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先…静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課 電話 054-254-5224

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額		年間保険料(1名あたり)	
プラン	Aプラン	Bプラン	
死亡保険金	1,320万円	1,800万円	
後遺障害保険金	1,320万円(限度額)	1,800万円(限度額)	
入院保険金日額	6,500円	10,000円	
ケガの補償	手術 入院中の手術	65,000円	100,000円
	保険金 外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金日額	4,000円	6,000円	
特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
葬祭費用保険金(特定感染症)	300万円(限度額)		
賠償責任	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※)	(基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行食用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈受発幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。